

高松校区 まちづくり推進計画書



人と人 人と自然
絆を育むまちづくり

高松コミュニティ協議会

令和5年3月策定

目 次

序 章 はじめに

- 1. 会長あいさつ…………… 1
- 2. 計画策定について…………… 1

第1章 校区概要

- 第1項 校区について…………… 2
- 第2項 校区の現状…………… 5
- 第3項 校区まちづくり…………… 12

第2章 地域現況・課題等

- 第1項 地域現況…………… 19
- 第2項 地域課題…………… 22
- 第3項 校区現況図…………… 23

第3章 将来像

- 第1項 地域コミュニティ活動の機能…………… 29
- 第2項 地域の将来像…………… 29
- 第3項 まちづくりの方針…………… 30

第4章 主要施策

- 第1項 施策の展開…………… 31
- 第2項 まちづくりの主要施策…………… 32

第5章 推進体制

- 第1項 推進体制…………… 35

資料編 計画改訂組織・経過、その他資料

- 1. 計画改訂組織…………… 37
- 2. 計画改訂の経過…………… 37
- 3. その他資料…………… 37

1. 会長あいさつ

温暖な気候の高松は昔、雨水やため池や川の水を田畑に使い、麦やサツマイモ等の農産物の栽培と地引網漁（半農半漁）をしていました。これを明治の始め、高松東脇に生まれた近藤寿市郎さんが、渥美半島に豊川用水の導入計画を構想し、没後8年の昭和43年、宇連ダムの完成により豊川用水の通水が始まりました。これを機に、施設園芸が盛んになり、全国でもトップクラスの農業生産地帯となりました。先人の努力と忍耐の賜物であることを、感謝せずにはられません。

近年、気象温暖化等により大きな台風や大雨、また東南海地震などの自然災害の発生が心配されています。高齢者を含めた災害弱者や避難民対応にはコミュニティ活動の充実が求められます。地域内の助け合いが円滑に行える行政と住民の関係を構築して、地域の健全な発展を推し進めていきたいものです。

このまちづくり推進計画は、平成29年に10年計画として作成され、中間見直しの年となりました。ここに掲げる計画は、皆様のご協力とご理解をいただきまして、高松コミュニティ活動を通じてより安全・安心で暮らしやすい地域になりますように、共に努めて参りましょう。

令和5年3月

高松コミュニティ協議会 会長 福井 恒 芳

2. 計画策定について

★ 校区まちづくり推進計画

当初計画：平成18年度策定（平成19年度5月承認）

平成23年度見直し改訂（平成24年度5月承認）

二期計画：平成28年度策定（平成29年度5月承認）

令和4年度見直し改訂（令和5年5月承認）

※新型コロナウイルス感染症の影響により6年間で見直し

★ 計画策定の目的

本計画は、毎年度、役員交替が多く見られる地域組織において、地域の課題や活動目標を正確に引き継ぎ、長期的な視点による継続的な地域づくりの「活動指針」として位置付けられている。前回の計画策定から6年を経過することから、校区の実情を踏まえて、計画の改訂を行い、地域の将来像実現への取組を向上させるもの。

★ 計画策定の手続き・引継ぎ

今回の計画改訂は、令和5年3月に原案を策定し、同年5月令和5年度高松コミュニティ協議会通常総会に諮り承認される。

今後、毎年度の高松コミュニティ協議会通常総会において、この計画の概要・進捗状況を報告し、可能な限り当年度の主要施策に盛り込みながら、実現を図っていく。

第1章

校区概要

第1項 校区について

1. 位置、面積等

(1) 位置

高松校区は、渥美半島の南側中央に位置し、北側は山林、南側は太平洋に臨む。

国道42号、田原赤羽根線が幹線道路として機能する。

市中心部とは車で約10分の比較的アクセスの良い場所に位置する。

(2) 面積

約650ha

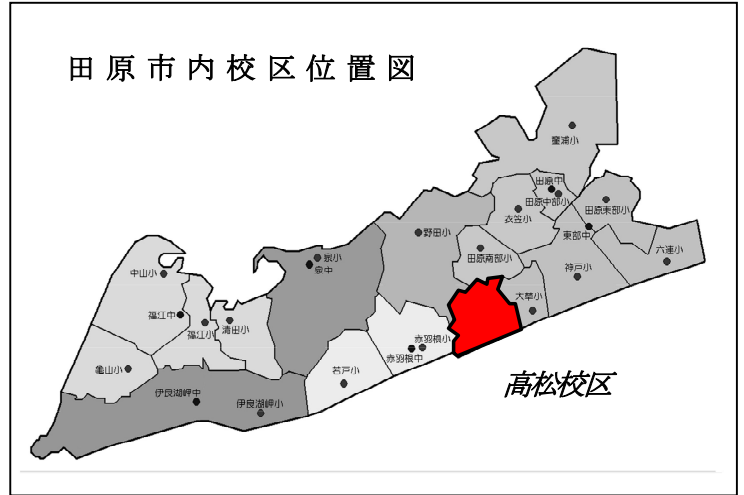
(3) 特徴

集落は主に国道42号に沿って（古くは旧道に沿い）東西に細長く形成されてきた。

校区は6つの集落から成り立ち、中心部に小学校、保育園、市民館、寺社の集まるかたちで発展してきた。また集落ごとの神事、祭礼行事も継承されるなど、典型的な農村地域の様子の残されている地域ともいえる。平成9年には町営住宅（現市営住宅）が建設され、また小規模とはいえ民間による宅地開発も始まるなど、校区外からの住民も増えつつあるが、人口増には至らず、少子高齢化傾向をたどっている。

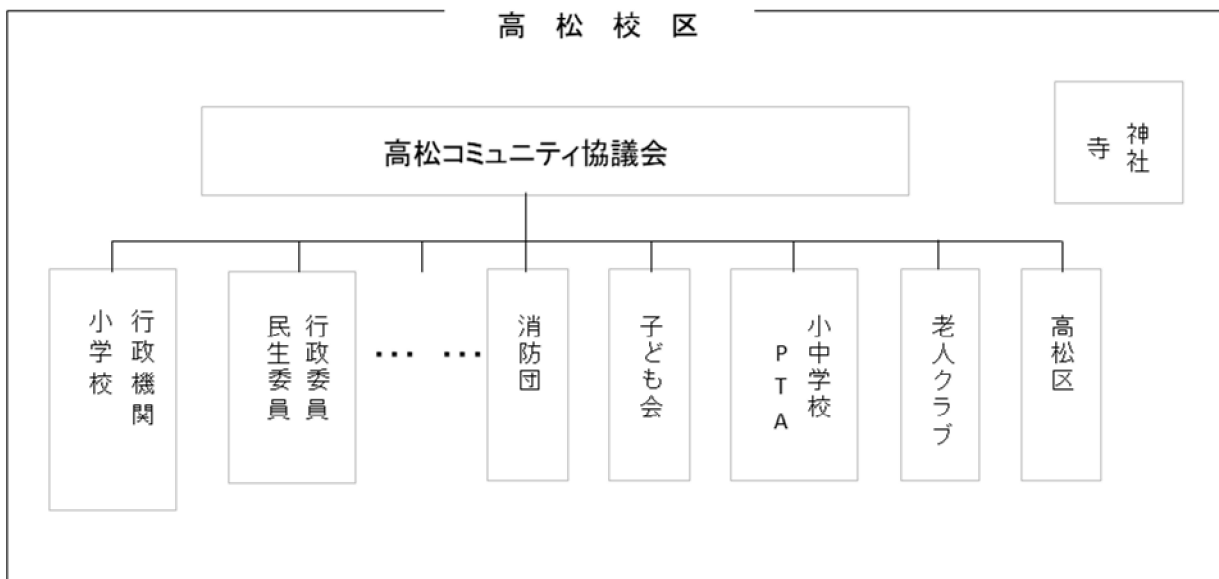
(4) 人口

1,412人（男675人、女737人） 令和4年3月31日現在



2. 校区運営

高松コミュニティ協議会を核に校区の運営がなされている。



3. 高松コミュニティ協議会

(1) 目的

(協議会規約第3条)

住民と活動者が相互信頼と連帯意識を高め、“人與人”“人と自然”絆を育むまちづくりを目指したコミュニティ活動の推進を目的とする。

(2) 事業

(協議会規約第6条)

協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- ① コミュニティ活動を推進するための調査研究・計画策定
- ② ふれあいを高めるコミュニティ活動及び福祉活動
- ③ 地域の環境保全活動及び生活基盤等整備の推進
- ④ 交通安全、地域防犯、青少年健全育成及び市民館の活動
- ⑤ 行政機関と各種団体の連絡調整及びその他必要な事項

(3) 部会別担当事業

部会	主たる活動
安全部会	年末夜警、防火パトロール、防犯パトロール及び危険箇所点検、交通安全指導、防災講習会等
福祉部会	一人暮らし高齢者ふれあい活動、一人暮らし高齢者ゆうあい訪問等
スポーツ部会	全スポーツ大会、高松運動会、校区対抗交流スポーツ大会等
環境部会	美化活動等
青少年部会	親子・子ども教室、市民館行事等
企画文化部会	市民館まつり、盆踊り、まちづくり計画推進、コミュだより発行、コミメール発信等

注) 部会数、事業内容は上記にとられるものではなく、例えば、高齢化社会への備え、震災等不測の災害への対応等、地域・校区には自助・共助の柔軟な活動が求められるため、必要に応じ新しい部会の発足も視野に入れている。

例： ボランティア部会

高松コミュニティ協議会 年間事業計画 (参考—令和4年度)

月	内容	場所	部会名
4	地域コミュニティ活動支援制度説明会	赤羽根市民館	役員
	令和4年度高松コミュニティ協議会通常総会	市民館	役員等
	コミュニティ各種行事实施計画づくり (市民館まつり等行事検討、まちづくり実施計画等)	市民館	安全、スポーツ 青少年 福祉 企画文化
5	情報伝達訓練 (不審者対応)	校区内	安全
	市民館まつり運営会議・企画会議①	市民館	企画文化
6	草刈り・校区内美化作業	校区内	環境
	校区交流スポーツ大会	渥美運動公園	スポーツ
	市民館まつり運営会議・企画会議②	市民館	企画文化
	防犯パトロール	校区内	安全
7	子ども会ドッジビー大会	市民館	青少年
	市民館まつり運営会議・企画会議③	市民館	企画文化
	校区大運動会運営会議	市民館	役員、スポーツ
8	夏休み 親子・子ども教室	市民館	青少年
	市民館まつり (夏)・盆踊り	市民館	運営委員会
9	敬老訪問	各家庭	福祉
	校区大運動会	小学校運動場	スポーツ
	交通安全パレード	校区内	安全
10	一人暮らし高齢者ふれあい活動 (日帰り旅行)		福祉
11	スポーツ大会 (ゲートボール、ソフトバレー、ゴルフ)		スポーツ
	市民館まつり (秋)	市民館	企画文化
	親子子ども教室 (人形劇鑑賞会)	市民館	企画文化
12	防犯パトロール	校区内	安全
	子ども教室防火避難訓練	市民館	福祉、安全
	子育て支援教室 クリスマス会	市民館	企画文化
	一人暮らし高齢者ふれあい訪問		福祉
	年末夜警 (消防団)	校区内	安全
1	畦畔焼き	校区内	安全
3	新年度コミュニティ運営委員会	校区内	役員
年間	防災講習会		安全
	高齢者買い物ツアー (年4回程度)、バス日帰り旅行、食事会		
	一人暮らし高齢者ゆうあい訪問 (月1回程度)		福祉
	子育て支援教室 (毎月第3火曜日/市民館, 第1水曜日/一色集会場)		
	高松コミュニティだより 年1回/コマーシャル 都度発信/市民館講座 年3回程度		企画文化

第2項 校区の現状

1. 校区構成地区の概況（人口・世帯等）

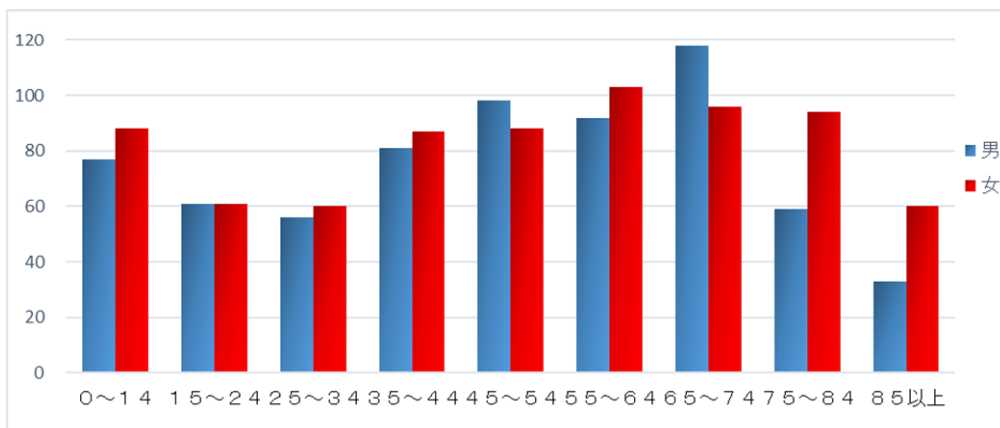
(1) 人口の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	総人口（人）			14歳以下（人）			15歳～64歳以下（人）			65歳以上（人）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
校区	675人	737人	1,412人	77人	88人	165人	388人	399人	787人	210人	250人	460人
	1.1%	1.2%		5.5%	6.2%	11.7%	27.5%	28.3%	55.7%	14.9%	17.7%	32.6%
田原市	30,239人	29,495人	59,734人	3,764人	3,501人	7,265人	18,563人	16,485人	35,048人	7,912人	9,509人	17,421人
	50.6%	49.4%		6.3%	5.9%	12.2%	31.1%	27.6%	58.7%	13.2%	15.9%	29.2%

※ 総人口の比率は田原市の総人口に対して、年齢別の比率は地区の総人口に対しての割合

校区の人口は、令和4年3月31日現在で1,412人(男675人、女737人)となっている。年齢別人口において、65歳以上の高齢者が占める割合は32.6%で、市全体の数値29.2%と同様に高い数字であり、また、14歳以下の占める割合は11.7%で市全体の12.2%と同様に、低い数字である。このことから高松校区における少子高齢化は市全体と同様に顕著である。



(令和4年3月31日現在、単位：人)

	0～14歳	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳以上	計
男	77人	61人	56人	81人	98人	92人	118人	59人	33人	675人
女	88人	61人	60人	87人	88人	103人	96人	94人	60人	737人
計	165人	122人	116人	168人	186人	195人	214人	153人	93人	1,412人

(2) 高松校区内人口等推移

項目	年次	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	人口	男 (人)	848人	832人	837人	806人	753人	710人
女 (人)		885人	872人	842人	841人	843人	748人	750人
総数 (人)		1,733人	1,704人	1,679人	1,647人	1,596人	1,458人	1,415人
年齢別	0～14歳 (人)	349人	316人	265人	230人	202人	187人	178人
	15～64歳 (人)	1,127人	1,064人	1,042人	1,015人	965人	820人	775人
	65歳以上 (人)	257人	324人	372人	402人	429人	451人	456人
世帯	世帯総数 戸	347戸	366戸	395戸	422戸	404戸	404戸	438戸

(国勢調査資料)

(3) 高松小学校児童数の推移

高松小学校資料に基づいた児童数においても、昭和20年の470人をピークに減少にて推移しており、令和4年では76人のみの在籍となり、若年人口の減少が懸念されている。

年次 区分	明治28	明治33	明治38	明治44	大正4	大正9	大正14	昭和5	昭和10
児童数	193人	237人	337人	393人	421人	411人	365人	350人	355人
増減数	19人	44人	100人	11人	28人	-10人	-46人	-15人	5人
増減比		122.8%	142.2%	116.6%	107.1%	97.6%	88.8%	95.9%	101.4%
年次 区分	昭和15	昭和20	昭和25	昭和30	昭和35	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55
児童数	393人	470人	363人	324人	294人	245人	191人	184人	170人
増減数	38人	77人	-107人	-39人	-30人	-49人	-54人	-7人	-14人
増減比	110.7%	119.6%	77.2%	89.3%	90.7%	83.3%	78.0%	96.3%	92.4%
年次 区分	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2	
児童数	162人	142人	148人	106人	96人	71人	87人	84人	
増減数	-8人	-20人	6人	-42人	-10人	-25人	16人	-3人	
増減比	95.3%	87.7%	104.2%	71.6%	90.6%	74.0%	122.5%	96.6%	

(高松小学校資料)

(4) 高松保育園・あかばねこども園園児数の推移

(各年4月1日現在)

高松保育園園児数の推移

区分・年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
園児数	41人 (4)	41人 (1)	45人 (8)	42人 (2)	45人 (8)	52人 (13)
区分・年	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
園児数	51人 (4)	48人 (5)	46人 (1)	37人 (5)	41人 (8)	34人 (5)
区分・年	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度		
園児数	32人 (3)	39人 (6)	32人 (2)	30人 (3)		

※ () は内3歳未満児数

あかばねこども園園児数の推移

区分・年	令和4年度					
園児数	131人 (25)					

※ () は内3歳未満児数

(子育て支援課資料)

(5) 産業別就業人口の推移

高松校区は、市内でも有数な農業地帯となっており、構成比に大きな変化はないが、第一次産業を占める農業就業者人口は減少傾向にある。

年次 区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総就業人口	1,057人	1,104人	1,084人	1,101人	1,072人	1,024人	900人	879人
第1次産業 (構成比)	699人 (66.1%)	703人 (63.6%)	664人 (61.3%)	653人 (59.3%)	605人 (56.4%)	586人 (57.2%)	490人 (54.5%)	498人 (56.7%)
第2次産業 (構成比)	127人 (12.0%)	145人 (13.1%)	168人 (15.5%)	160人 (14.5%)	141人 (13.2%)	134人 (13.1%)	112人 (12.4%)	106人 (12.0%)
第3次産業 (構成比)	231人 (21.9%)	256人 (23.2%)	252人 (23.2%)	288人 (26.2%)	326人 (30.4%)	304人 (29.7%)	298人 (33.1%)	275人 (31.3%)

(6) 校区地目別土地面積推移

高松校区内の現況地目別土地面積

(単位㎡)

	平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度
雑種地	266,736.7	271,523.3	272,326.3	278,283.17
宅地	318,534.8	323,856.0	323,812.7	325,583.93
田	804,866.8	798,771.6	797,732.6	794,486.55
畑	2,378,129.0	2,356,947.0	2,358,996.0	2,358,106.71
保安林	220,224.0	220,224.0	220,374.0	233,368.0
山林	1,399,518.0	1,425,675.0	1,423,994.0	1,413,829.0

(参考)

遊休農地調査

出典： 農業委員会

○田原市

	田(緑)		田(黄)		小計	畑(緑)		畑(黄)		小計	合計	
	筆数	面積	筆数	面積	面積	筆数	面積	筆数	面積	面積	筆数	面積
H28	1,546	873,409	2,596	1,444,154	2,317,563	1,731	821,005	3,205	1,410,980	2,231,985	9,078	4,549,548
H29	1,282	741,398	2,670	1,478,768	2,220,166	1,652	847,052	3,087	1,419,712	2,266,764	8,691	4,486,930
H30	1,336	726,187	2,553	1,398,688	2,124,875	1,867	941,186	3,368	1,605,261	2,546,447	9,124	4,671,322
R1	1,374	805,137	2,618	1,399,367	2,204,504	2,073	1,112,161	3,348	1,608,093	2,720,254	9,413	4,924,758
R2	1,355	793,189	2,647	1,391,732	2,184,921	2,277	1,185,277	3,551	1,681,191	2,866,468	9,830	5,051,389
R3	1,197	734,994	2,170	1,149,953	1,884,947	2,454	1,263,360	3,886	1,819,426	3,082,786	9,707	4,967,733

○高松町

	田(緑)		田(黄)		小計	畑(緑)		畑(黄)		小計	合計	
	筆数	面積	筆数	面積	面積	筆数	面積	筆数	面積	面積	筆数	面積
H28	6	3,782	17	8,476	12,258	49	28,794	211	108,716	137,510	283	149,768
H29	7	4,375	19	9,188	13,563	58	36,777	212	109,466	146,243	296	159,806
H30	4	1,113	20	10,963	12,076	67	42,959	207	103,434	146,393	298	158,469
R1	5	3,363	20	12,591	15,954	68	42,137	216	110,119	152,256	309	168,210
R2	7	3,184	18	9,103	12,287	90	53,756	229	119,149	172,905	344	185,192
R3	7	3,184	17	8,420	11,604	87	56,294	170	89,561	145,855	281	157,459

※緑区分：荒廃度軽度、黄区分：荒廃度中度。

※緑、黄区分より、荒廃度が重度の赤区分(再生利用が困難な農地)は、遊休農地の集計には入っていません。

2. その他概況

(1) 地域地区活動

現在、校区内には、小学校・市民館・文化広場・農村広場などの公共施設が整備されているが、施設活用以外の地域地区活動も盛んである。



防災講習会



高松応援隊「地域カフェ」



花壇苗の植栽



防犯パトロール



高松自主防災会パッキングクッキング研修会



市民館祭り「文化祭」



市民館夏まつり「手筒花火」



市民館夏まつり「盆踊り」



親子・子ども教室



交通安全運動街頭キャンペーン



子ども会「ドッジビー大会」



防災倉庫見学



子育て支援教室「三世代交流クリスマス会」



地域懇談会



市民講座「迎春リース作り」



市民館講座「フォトフレーム作り」



高松運動会



敬老会



消防団 夜警



消防団 文化財保護放水訓練

(2) 地域密着型事業

コミュニティ協議会と市との連携により、カーブミラー設置、ごみステーション整備等校区民の声を反映した地域密着型事業が進められている。



新井防災倉庫・ゴミステーション



カーブミラー



防犯灯



防災備蓄倉庫



防災倉庫



一色防災倉庫



新井集会所「AED」



機材点検



一色集会所「AED」

第3項 校区まちづくり

1. 校区の歴史概要

古代高松村は、三河六郷の内渥美郡に属し、郡の名である渥美氏の支配下であり、平安期に渥美氏の勢力が衰えると伊勢神領になったと云われている。

神領後に豪族が勃興して神領を侵す様になり、高松村の帰属も一色氏後に戸田氏に変わる。一色氏は源氏の流れをくむ足利氏の一族であり、特に渥美郡代一色七郎は高松一色に居館を構え、この地方一帯を支配した。高松一色・和地一色の字名はこの名残として残っているもの。

明応2年（1493）戸田氏が田原に城を築き、高松村はその支配下にあったと思われるが、永禄7年（1564）本多広孝の領地となり、のち幕府直轄領になった。

また、高松の地名は南北朝の初期に、「元弘3年（1333）6月26日、三河国高松沖にて飽志住人虎王次郎船卜紀内之船はせあて候て紀内之船入海せしむる之否事」（日本地名大辞典）と、初めて記録に顕れる。

中世まで村民の生業は農業・漁業・窯業であった。特に窯業は古代から渥美半島全体で盛んに営まれ、高松村にも今なお多数の窯跡が残っている。なお、法蔵寺境内に残る窯跡は、教育委員会の指導による発掘調査の結果、生産された焼き物は汐川を下り、三河湾より伊勢神宮へ運ばれ、全国に流通したと推測された。ただしこの時代の窯業は徐々に衰退し、鎌倉時代には殆どその姿を消したと云われる。



近世になり、寛文4年（1664）戸田氏に代わり三宅氏が挙母（現豊田市）から田原に移封され、この時高松村は大草村・片浜村・長仙寺村・久美原村と共に田原藩領となった。

当時高松村の村高は、「千三百拾六石六斗九升七合新田共、銭六拾四貫文小物成、米五石三斗小物成」であったと記録され（山浦家文書）、以後田原藩領として明治の廃藩まで続く。

一 田原藩領下安永期（1771～80）の高松村記録（地方要用記）一。

- ・高千三百拾八石、田六拾四町余、畑五拾五町余、網数三拾八帖、
 - ・家数三百九拾二戸、人口二千百拾一人、
 - ・神社（六）（八柱神社・熊野社・若宮社・素盛鳴神社・一色神社・若宮八幡宮）、
 - ・寺（五）（法蔵寺・正法院・天福寺・瑪瑙寺・明福寺）、法蔵寺塔中寺院として一雲軒、
 - ・堂（三）（弁財天堂・大日堂・観音堂）、
 - ・池（三ヶ所）（六方・尾郎・金井場）
 - ・村の運営： 庄屋・組頭が村役人として任命され、百姓代、網元等が村の運営に当った。
- 延宝3年（1675）から明治4年（1871）迄高松村庄屋（2人制）、下記の通り。
- | | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-----|-------|------|
| 与兵衛 | 与兵衛 | 与兵衛 | 与兵衛 | 善三郎 | 長兵衛 | 六郎左エ門 | 長兵衛 |
| 清兵衛 | 浅右エ門 | 弥兵衛 | 助左エ門 | 喜兵衛 | 喜兵衛 | 浅右エ門 | 仙左エ門 |

明治に入ると高松村は行政上の管轄と名称が度々変わる。明治4年（1871）7月田原県、同年11月額田県5大区になり、翌5年に愛知県15大区6小区、同9年18大区、同10年に17大区と名称が変わり、同11年の郡区町村制により渥美郡高松村、同17年渥美郡21組（高松村・赤羽根村）、同39年7月に高松村・赤羽根村・若戸村が合併して赤

羽根村と、度々管轄が変わるものの、行政を管轄する役所が変わっただけで、区域には変動なく近世は三河国渥美郡高松村、明治5年以降は愛知県渥美郡高松村と称されてきた。

そのうち、昭和33年町制施行により、愛知県渥美郡赤羽根村が愛知県渥美郡赤羽根町となると同時に、赤羽根町大字高松、区制名称も高松区として、区行政が執られ、さらに平成15年8月20日田原町と赤羽根町の合併により、区域名称も、愛知県田原市高松町、校区は高松校区となり現在に至る。

2. 校区内沿革略史

年次	主な出来事や事業
大正 4年	大正池竣工
昭和37年	第一次農業構造改善事業地区指定
昭和39年	第一次農業構造改善事業完了、農地造成（開墾）
昭和40年	赤羽根町農業協同組合新設合併
昭和42年	赤羽根町土地改良区設立
昭和43年	豊川用水通水
昭和47年	台風20号来襲(被害甚大)
昭和51年	上水道事業開始
昭和55年	農業情報センター完成、放送開始
昭和56年	コミュニティ推進地区指定・高松地区コミュニティ協議会設立
昭和59年	中瀬古地区にコミュニティ広場完成(自治宝くじ助成事業)
昭和59年	一色海岸に海岸道路全面開通
昭和60年	高松公民館完成
昭和61年	県営圃場整備事業完了
	赤羽根文化広場オープン 高松地区（谷倉から新井）竜巻により大被害
昭和63年	一色新田線改良工事完成
	尾村崎線改良工事完成
	文化広場パターゴルフ場オープン 学校・保育所周辺道路(通学・通園路)カラー舗装化
平成 元年	尾村崎線1,200mに306本の桜植樹(一色神社～文化広場)
	高松農村広場竣工(宮方辺)
平成 2年	新井構造改善センター完成
	シンチウ線改良工事完成
	まちづくり市町村道整備モデル事業記念公園完成
	台風19号来襲(被害甚大)
平成 3年	高松東部農村広場竣工(東脇)
	高松線(一色新田線)完成
平成 4年	赤羽根文化の森オープン(展望台・休憩所・トイレ等)
	町民体育大会地区団体にて高松西チーム6連覇達成
平成 5年	高松中瀬戸カル桶線(坪の内線)完成
	文化広場線完成
平成 6年	尾村崎1号線(尾村崎線)完成
	「大日庵(寺)大日如来坐像」第2号の赤羽根町文化財に指定
	国道42号に水銀街路灯設置(25基)
平成 7年	赤羽根トンネル開通
平成 8年	愛知県消防操法大会に高西分団出場
平成 9年	高松地区農業集落排水施設(高松浄化センター)稼働
	町営法蔵寺住宅A棟完成(現市営法蔵寺住宅)
平成10年	町営法蔵寺住宅B棟完成(現市営法蔵寺住宅)

平成11年	豊川用水第二期事業開始
平成13年	高松保育所に幼年消防クラブ結成
平成13年	渥美郡3町合併協議会設置
平成14年	地震防災対策強化地域に指定
平成14年	渥美郡3町の合併協議休止
平成15年	田原町・赤羽根町合併協議会設置、同合併協定調印式
平成15年8月	田原市高松町へ
平成16年3月	消防団詰所竣工、
平成17年4月	消防団高西、高東統合
平成18年3月	高松市民館竣工
平成19年	赤羽根広域調整池築造（県）
平成22年	高松コミュニティ協議会発足

3. 小学校・保育園の変遷

(1) 高松小学校

ア. 変遷

明治6年(1873)、大草村と合同で高松正法院を仮校舎として、渥美郡第24番小学校高松小学校を設置、明治8年大草と分離。明治9年高松村中村演劇場を校舎に代用し移る。明治15年校舎一棟を増築。明治20年学区改正により赤羽根村と合併、渥美郡尋常小学校赤羽根分教場となる。明治24年赤羽根と分離、尋常小学校高松学校となる。明治25年小学校令により、高松村立高松尋常小学校となる。明治27年中央の地に校舎を新設。明治39年町村合併により赤羽根村立高松小学校となる。大正8年蔵屋敷に新校舎3棟を新築し移る。昭和16年国民学校令により、赤羽根村立高松国民学校と校名変更。昭和22年赤羽根村立高松小学校と校名変更。

昭和24年大廊下・手洗場の新築、運動場の拡大。

昭和33年町制施行に伴い、赤羽根町立高松小学校となる。昭和36年3月北教室棟、給食室、昭和45年1月南校舎(管理棟、教室棟)及び昭和45年7月プール完成。

昭和56年1月電源立地促進対策交付金事業による特別校舎完成。

平成11年北校舎等を改築。平成15年8月20日田原町・赤羽根町合併により、田原市立高松小学校となった。

昭和57年1月20日学校敷地に併設して、電源立地促進対策交付金事業による地区体育館が完成、平成15年合併時に学校体育館として移管された。



イ. 学校沿革略史

年次	主な出来事や事業
明治6年	大草村と合同にて、渥美郡第24番小学校を設置、正法院を仮校舎とする。
明治8年	大草と分離する。
明治9年	高松村中村演劇場を校舎に代用して移る。
明治20年	学校改正により、赤羽根村と合併、渥美郡尋常小学校赤羽根分教場となる。
明治24年	赤羽根と分離して、尋常小学校高松学校となる。
明治27年	中央の地(中村)に校舎を新築して移る。

明治39年	町村合併により、赤羽根村立高松小学校となる。
大正8年	蔵屋敷に新校舎3棟を新築して移る。
昭和16年	国民学校令により、赤羽根村立高松国民学校と校名を変更する。
昭和22年	赤羽根村立高松小学校と校名をかえる。父母と教師の会を結成する。
昭和33年	町制施行に伴い、赤羽根町立高松小学校となる。
昭和45年	学校プール竣工。
平成15年	2町合併（田原町・赤羽根町）により、田原市立高松小学校となる。
平成16年	特殊学級新設。体育館・南校舎耐震補強工事。
平成24年	特別支援学級設置。
平成26年	小中学校の再編に向けて学校全体配置計画が決定される。

(2) 高松保育園

ア. 変遷



高松保育所は、赤羽根町立高松小学校の学校敷地に併設して設置されていたが、昭和56年1月31日電源立地促進対策交付金事業による高松保育所の完成により、現在地に移設された。

平成15年8月20日田原町・赤羽根町合併により、田原市立高松保育園となった。

令和4年4月、高松保育園、赤羽根保育園、若戸保育園が統合された幼保連携型認定こども園『あかばねこども園』の開設に伴い、令和4年3月末、高松保育園は閉園された。閉園後の高松保育園は、田原市児童発達支援センター分館として利用されている。

イ. 保育園沿革略史

年次	主な出来事や事業
昭和26年	高松公民館内に保育室をつくり保育開始。
昭和27年	高松公民館北側に隣接の新園舎完成。
昭和56年	現在地に高松保育所完成、移設。
平成4年	乳児保育（1, 2歳児受け入れ）開始。
平成15年	2町合併（田原町・赤羽根町）により、田原市立高松保育園となる。
平成24年	一時預かり保育開始。
平成28年	保育園配置適正化の検討が始まる。
令和4年	高松保育園閉園 幼保連携型認定こども園『あかばねこども園』に統合開設

4. 遺跡など

(1) 一色七郎の居館の記述、地名「尾村が崎」の記録

中世一色七郎がこの地方を支配していた時、高松一色に居館があったとされ、

－「高松一色郷畑中ニ屋敷ノ跡アリ、浜辺ニ奥方ノ信心アリシ巖島大明神ノ宮アリ、奥方ノ化粧井ト云フ石間ヨリ出ル清水アリ、奥ノ詠ジ玉フ御歌アリ」

また田原城主記宝幢寺伝記には尾村が崎の地名がみえる（故鈴木里吉氏の赤羽根村誌）。

－「神かきや尾村が崎の恋しさは、石うつ浪に松風の音」

(2) 関所

中世末伊良湖や伊勢に往来する者から関銭を徴収する関所があり、天文五年（1537）戸田宗光が赤羽根の関銭を小松原東観音寺へ寄進した文書が残る（東観音寺文書）。

関所は高松一色と赤羽根東村の村界にあったと推定されるが、当時の道は海岸沿にもあったことから、前記の一色七郎居館より南にあったと考えられる。

(3) 古窯



中世まで高松村の産業として皿・茶碗・壺等が焼かれ、他国にも出荷されたと伝わっている。大正池周辺や法蔵寺境内その外にも数多くの窯が築かれ、現在でも一部窯跡が残されている。

(4) 街道と富士見茶屋

高松村を通った道路は、古来表浜沿いの道と後に高松一色を分岐して田原に通ずる道の二本があった（俗にいう伊勢街道あるいは表浜街道、また田原への道は田原街道）。

表浜沿いの道は、海浜浸蝕により数回の付けかえがなされ、現在高松に残る旧道も近世になって造られたものと思われる。

田原への道は、現在の高松一色信号より南にあった表浜街道で分岐し、そこから山際に沿って進み、尾郎池附近から右に曲がり、この辺りで野田方面へ向う道と分かれ、さらに、前後で汐川の枝川を渡り加治を通過して田原旧町内に入ったようだ（天保期中頃と推定）。また高松一色信号西、尾村山の南山麓辺りと思われる街道に、富士見茶屋があったと天保四年の参海雑誌や、同10年の三河日記に書かれている。



(5) 海防の施設

田原藩が異国船対策として領内表浜に遠見番所・砲台・のろし台を設置した。内高松村には尾村ヶ崎にのろし台、弥八島附近に台場があったとされている。のろし台は天保期以前からあり、そののろし台は山浦家の文書に、^{かまど}竈の様な形に描かれている。異国船対策は幕府の重要施策でもあり、田原藩は海防警備を名目に二川関所等への人馬提供の賦役を免れたほどである。



(6) 高松新井化石層

高松の海岸に露出している地層は渥美群層と呼ばれ、12万年から60万年前の洪積世の時代の貝化石などが多く含まれている。高松の貝化石は、昔からよく知られ古くから学者によって研究され、産状もよくわかるわが国で最も有名な貝化石産地のひとつともいわれている。

形状は、大きく分けて3つの層からなり、下から二川層・田原層・豊橋層と呼ばれ、最下層は3m以上の厚さでウラカガミガイ、中位層は25cmほどの厚さでオオノガイ、上位層は5mもの厚さでヤツシロガイを代表に、約200種もの貝化石を含んでいるといわれている。(現在の地層の厚さについては、護岸工事などにより記述ほどはない。)

(赤羽根町誌より) ※土砂崩れにより、現在は露出面を確認することはできない。

(7) 太平洋戦争の遺構

第二次世界大戦末期、アメリカ軍による渥美半島からの日本上陸に備え、日本陸軍第73師団(怒部隊)が、尾村山の高松から野田にかけて戦争遺構を数多く残している。1944年11月頃から1945年8月15日の終戦日まで、多くの兵隊が山中で陣地を築いていた。



5. 校区内で行なわれた主な事業

(1) 豊川用水の通水～第二期事業

高松校区のみならず、渥美半島には大きな川がないため、古来より日照りが続くと生活にも作物を育てるにも大変苦勞した。昭和2年に豊川用水計画が発表され、昭和24年に豊川用水の建設工事が始まり、昭和42年には赤羽根町でも通水が始まった。高松校区では、東部幹線水路が国道42号北側を通り、大草町中原地内で地中へ潜り、高松町尾村崎地内の高松神社北西に設置されている開水路へと繋がった。この豊川用水の完成通水により、高松地区内での農業基盤が構築されたといえる。さらに平成11年度より、安定的な通水と今後発生への危惧される大規模地震の対策として、幹線水路の全線複線化、調整堰等付帯施設改修並びに既設水路の老朽化対策を図る豊川用水第二期事業が現在なお進められている。



(2) 農村振興総合整備

農業を効率的、安定的に継続して行っていくために、平成18年度には農村振興総合整備事業の対象地として高松・大草地区が新規採択された。同年度には設計に着手し、農業生産基盤整備として農道、農業用排水路の整備を実施するとともに、農村生活環境基盤整備として集落道、集落排水施設の整備、防火水槽の耐震化の整備を実施している。



(3) 農地・水・環境保全向上対策事業

平成19年度から5ヵ年にわたり農林水産省の事業で、国・県・市の交付金で行う「農地・水・環境保全向上対策事業」は校区の重要課題とされ、具体的には排水路や農道・ため池等の管理や整備が進められた。環境保全向上対策事業は、良好な農村環境の形成や環境保全を重視した持続型農業を目指す校区の継続事業と位置付けられている。



(4) 市営住宅（法蔵寺団地）



市営住宅は、伊勢湾台風被災者対策住宅（7棟、13戸）を経て町営住宅（法蔵寺住宅）とされた住宅団地である。その後老朽化に伴い、赤羽根町により、平成9年にA棟（12戸）、平成10年にB棟（18戸）が建築され30世帯の入居が可能となった。平成15年2町合併により市営住宅と改称された。充足率はほぼ100%で推移している。

第2章

地域現況・課題

第1項 地域現況

1. 地域の現状

(1) 自然環境

< 住民意識 >

海と山と田園に囲まれ豊かな自然環境である

後世に残すべく農地や自然環境の有効活用、保全が必要である

< 現状 >

河川：改修未整備、汚濁、土砂・ゴミなどの堆積

農地：遊休地化

海岸：侵食、漂着ゴミ、海浜利用者等によるゴミの遺棄散乱

道路や荒地等：ゴミのポイ捨て

(2) 社会環境 住民生活環境

< 現状（住民意見） >

犯罪の少ない地域である

役職者、後継者不足

人との結びつきが強い地域だけにプライバシーが守られない

青年団・婦人会組織がなくなり、付き合いが薄くなってきている

神社祭礼や市民館まつりなど以外に、老若男女の区民が気軽に参加できる行事が少ない
ゴミ収集所のゴミ出しのルールが守られていない。

(3) インフラ

< 現状（住民意見） >

公共交通機関：便が悪い。

校区内道路：狭く見通しの悪いところあり。

歩道を含む道路の雑草による通行支障、歩道や街路灯の未整備、舗装未改修等。

国道42号への進入箇所によっては危険箇所あり、また国道沿い通学路に危険箇所あり。

水路：幅が狭く、大雨などでの排水不良による雨水溢れ、道路の冠水、土砂の堆積。

下水汚泥：汚泥の処理方法に問題あり。

病医院：現在無医村。

大店舗が地域にない

持家がほとんどで市営住宅を除くとアパート等が少なく、転入者を迎え入れにくい。

(4) コミュニティ施設等

< 現状 >

市民館

・特定グループによる使用頻度は高いが、新規利用者・グループは少ない。

多目的ホール：休館日を除きほぼ100%

第1会議室：4～5回/月

第2会議室：9～10回/月

和室：6～7回/月
調理室：4回程度/年
ふれあい広場：3～4回程度/年

公園・広場

- ・事前使用申し込み等の手続きが無いため実態不明。
少子化、遊び方の変化により利用は減少気味
- ・管理、清掃方法の検討を要する。
高松農村広場、高松東部農村広場、高松水辺広場、高松児童遊園、
高松東部児童遊園

(5) 情報伝達手段

屋外放送：行政無線「こちら広報田原です」

高松コミメール：登録件数 310 件

緊急通報システム：登録件数 12 件（市全域で 294 件）

登録条件／一人暮らし、高齢者(65歳以上)、固定電話保有者

回覧板：月 2 回

非常時用トランシーバー：8 台装備

(6) 地域活動

＜ 地域活動、行事等 ＞

高松コミュニティ年間事業計画参照。

＜ 認知度・参加状況 ＞

総会、回覧板、コミメール等を通じ地域活動への認知度は高いと思われる。

「市民館まつり（夏・秋）、盆踊り」に比べて、他の行事の参加状況は思わしくない。

2. 地域産業の状況

校区内の主産業は、花卉等の施設園芸とキャベツに代表される露地野菜を主とする農業である。施設の更新、生産コストの上昇、労働力不足、人件費や燃料費の高騰、他産地との競合化・輸入花卉による価格下落や葬祭花の菊離れ等収益力の低下、環境問題への対応等が挙げられ、生産農家を取り巻く環境は厳しい。

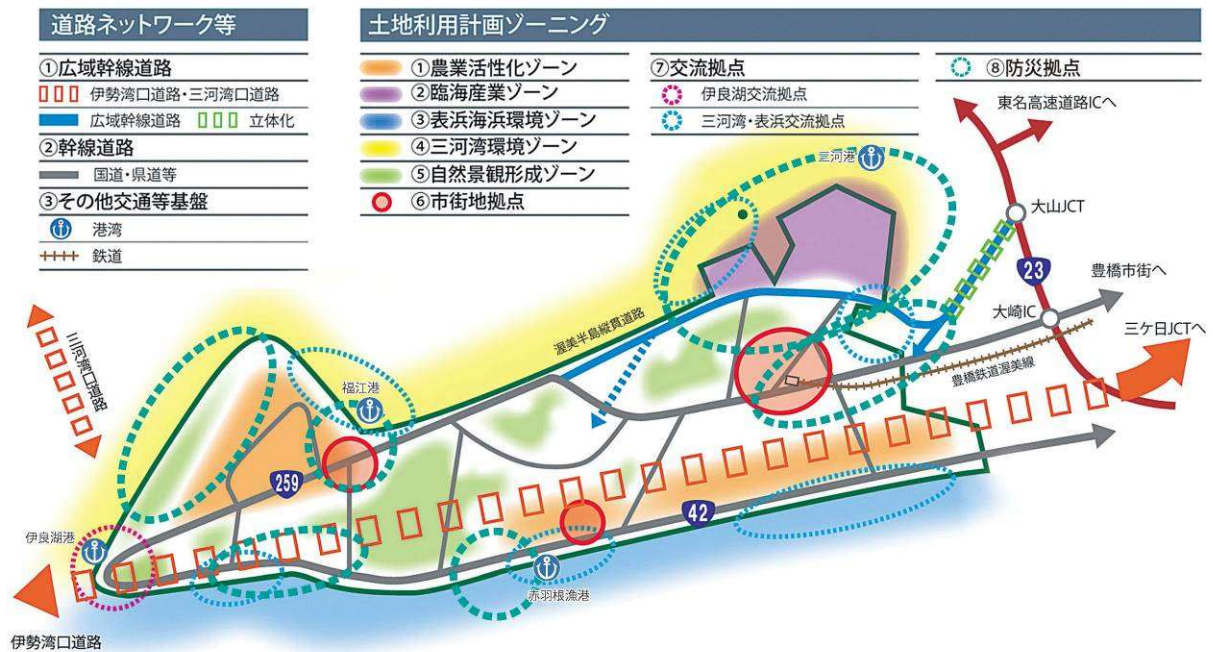
3. 土地利用計画

(1) 田原市総合計画

上位計画である「田原市総合計画」が示す2030年ごろの都市構造概念図によると、高松校区は、「表浜海浜環境ゾーン」にゾーニングされており、海岸侵食への対策や環境保全に取り組むのみでなく、山や川など残っている豊かな自然の維持に努める地域とされている。

改訂版 第1次田原市総合計画

■土地利用概念図



(2) 土地利用上の規制

高松校区における土地利用に関しては、以下の各種規制が設けられていることから、規制を調整しつつ進める秩序ある土地利用計画が求められる。

(ア) 都市計画区域・市街化調整区域

校区の全域が都市計画法に定める「都市計画区域」に指定されているとともに、「市街化調整区域」に指定されている。

(イ) 農業振興地域

山林部と国定公園区域を除く部分が「農業振興地域」に指定され、農業振興地域整備計画で指定された用途以外への転用が制限されている。中でも農地を優良農地として保護する「農用地区域」は、農業用施設以外への転用が厳しく制限されている。

(ウ) 地域森林計画対象民有林・保安林

校区内の山林は、その大部分が「森林計画対象民有林」に指定されている。また山林の一部は「保安林」に指定されており、立木の伐採や土地の形状変更などの行為は、原則として制限されている。

(エ) 国定公園・県立自然公園など

校区内全域が「三河湾国定公園」及び「渥美半島県立自然公園」の区域に含まれている。また、海岸保全区域や砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、あるいは、屋外広告物規制、埋蔵文化財包蔵地域などの規制などもある。

第2項 地域課題

まちづくり推進計画策定後 10 年に亘るコミュニティ活動、並びに地域住民、有職者を対象に実施したヒアリング（平成 28 年 12 月実施）結果にもとづき得られた地域課題を下記に示す。

1. 自然環境

- (1) 植栽、植樹事業：大日川沿いをはじめ地区ごとの植栽、植樹を進める。
- (2) 定期清掃活動：海岸、道路、公園等を地区ごとの計画的な清掃活動を実施する。
- (3) 河川、ため池等の環境保全：「地域保全の会」と協働し、土砂の浚渫作業等を業者に依頼することにより環境保全に努める。

2. 社会環境 住民生活環境

- (1) 地域の記録編纂：まつり等の伝統、地域の生活史、災害を含めた歴史等の消滅、散逸を防ぐため記録編纂する。この事業を通じて校区民の世代を超えた共通認識、地元への愛着心をあらためて醸成する。
- (2) 空き家対策：集落維持や防犯のため、将来に亘って対応を考える時期に来ていることから、行政との連携をもとに有効利用を前提とする中長期的空き家対策を講じる。
- (3) 役職者、後継者不足への対応
- (4) 生活ささえあいネットの周知と活用

3. インフラ

- (1) 公共交通機関：ぐるりんバス、福祉タクシー等の充実化への働きかけ
- (2) 校区内道路、水路：通学路をはじめ道路の整備（通行支障となる雑草処理、ガードレール、歩行者信号、街路灯整備、舗装の改修等）。郷中水路の堆積土砂除去等による整備
- (3) 病医院：行政と連携し、対応策を講じる（巡回医療車、診療所の配備等）
- (4) 下水処理問題への対応（都市下水と同様な処分方式）

4. コミュニティ施設等

若い世代から高齢者まで、世代を超えた地域住民の情報交換、くつろぎの空間を提供するため、下記を検討する。

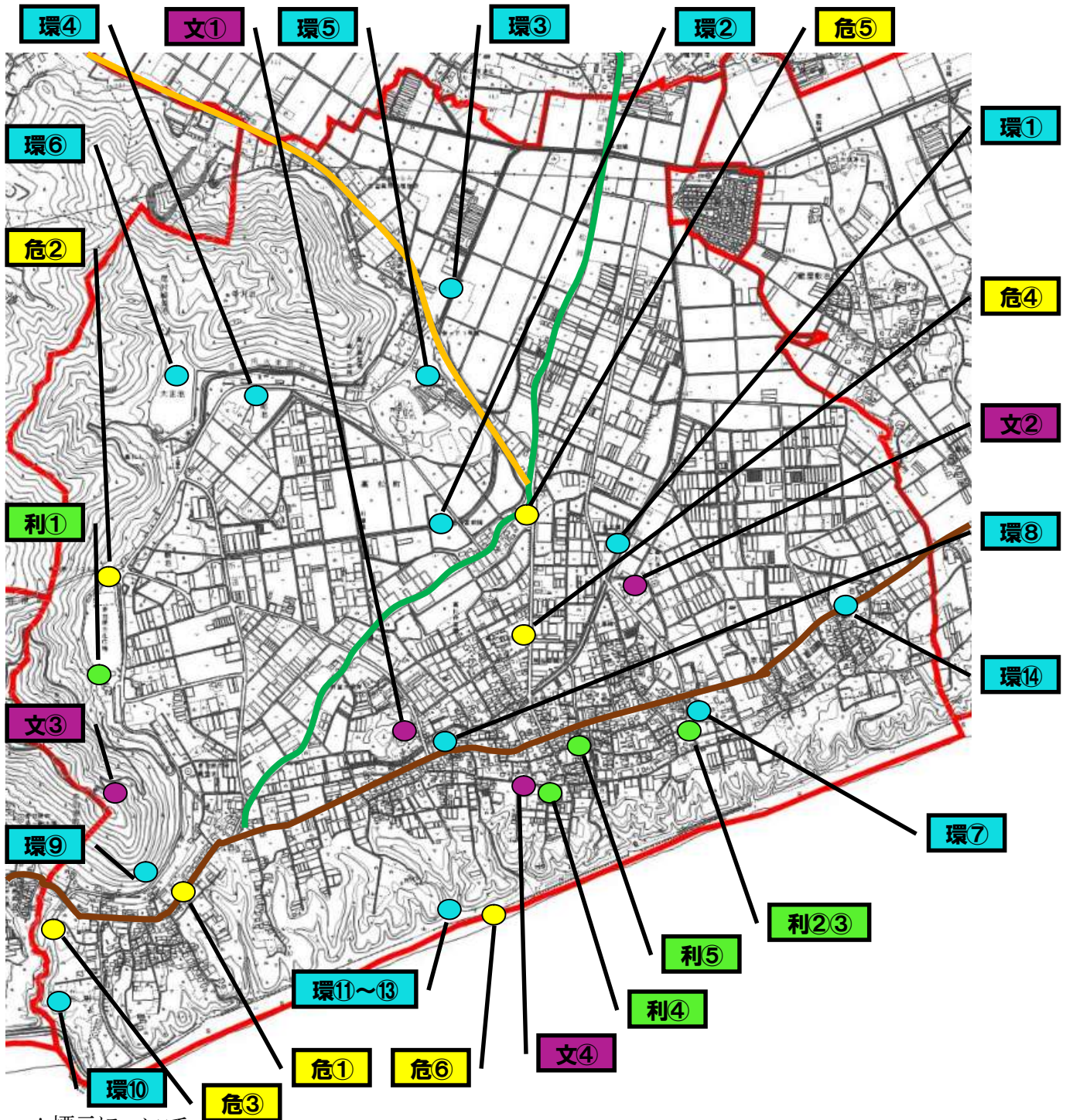
- (1) 公園・広場の有効利用策、管理方策
- (2) 児童館（仮称）
- (3) 地域カフェ（仮称）

5. 地域活動

- (1) 盆踊り、市民館まつりをはじめ各種市民館行事への積極的な住民参加
- (2) 介護相談所
- (3) 防災、災害対応
- (4) 婚活支援

第3項 校区現況図

1. 危険箇所、環境保全推進箇所、文化・歴史保存箇所、施設利用促進箇所



	国道 42 号線		県道 高松石神線
	主要地方道 田原赤羽根線		校区 区域
	危険箇所 通学路を含めた生活基盤等整備の求められる箇所		
	環境保全推進箇所 農地・水・環境の保全、維持、整備の求められる箇所		
	文化・歴史保存箇所 景観・遺跡等の保全、維持、継承の求められる箇所		
	施設利用促進箇所 既存施設のうち有効利用促進検討の求められる箇所		

(1) 危険箇所



危① 危険な通学路



危② トンネル出口、標識見直し



危③ 土砂崩れの改善



危④ 学校周辺～通学路の整備



危⑤ 歩道未開通箇所整備、道路照明灯設置



危⑥ 海岸防波堤の破損箇所修理

(2) 環境保全推進箇所



環① 大日川法面草刈り、浚渫



環② 尾村崎川法面草刈り、浚渫



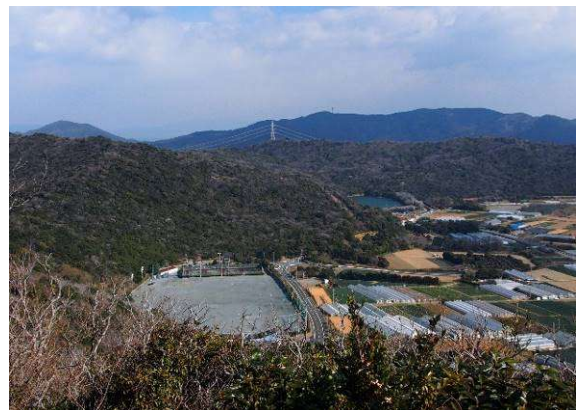
環③ 汐川法面草刈り、浚渫



環④ 尾郎池周辺の整備



環⑤ 六方池周辺の整備



環⑥ 赤羽根文化広場から大正池周辺の整備



環⑦ 水辺広場の清掃



環⑧ 植樹による桜等の地域並木整備



環⑨ 尾村崎線桜並木の整備



環⑩ 景観保全 (防災行政無線機支柱の移動)



環⑪ 景観保全 (海浜環境保全)



環⑫ 景観保全 (海浜環境保全)



環⑬ 景観保全 (海浜環境保全)



環⑭ ナショナルサイクルルート
指定路線の草と泥の除去

(3) 文化・歴史保存箇所



文① 歴史的史跡「法蔵寺古窯跡」の保存



文② 指定文化財「大日庵、大日如来像」の保護・保存



文③ 太平洋戦争の遺構の保護・保全



文④ 旧道秋葉山常夜灯の保全

(4) 施設利用促進箇所



利① 赤羽根文化広場の有効利用



利② 農村広場の有効利用



利③ 水辺公園の有効利用



利④ 児童遊園の有効利用



利⑤ 旧高東分団詰所の有効利用

第3章

将来像

第1項 地域コミュニティ活動の機能

1. コミュニティ活動に求められる機能

(1) 生活に関わる相互扶助

・冠婚葬祭、福祉活動、防災活動、草刈・清掃活動等地域コミュニティ全体で対応し、相互に助け合う。

(2) 伝統文化等の維持

・経済活動のみでは維持継承できない神事、祭、景観、遺跡等を地域コミュニティの活動を通じて維持継承する。また活動を通じて世代間の交流場づくりの機能を持つ。

(3) 地域全体の意見調整

・まちづくり、交通安全、防犯、防災等の地域住民の協力を必要とする活動のとりまとめ。

(4) 行政補完機能

・道路の補修、河川改修等調整を必要とする問題の調整を地域コミュニティの活動を通じて行う。

(5) 地域の活性化

2. コミュニティ活動機能衰退の招く問題点

(1) 個々に解決の難しい問題（家庭内暴力、ひきこもり、虐待、病気等）の深刻化、災害等への対応能力の低下

(2) 地域の特色、文化、自然の喪失

(3) 犯罪の発生等治安面の悪化

(4) 水資源、自然環境、農作物生産力維持機能低下

第2項 地域の将来像

高松校区は、人と人が支えあいながら、長年培ってきた絆を大切にし、恵まれた自然環境と、生活環境を活かしたまちづくりの実現を目指し、次のような地域の将来像を定める。

人と人 人と自然

絆を育むまちづくり

第3項 まちづくりの方針

将来像「人と人 人と自然 絆を育むまちづくり」を実現するために、まちづくりに必要な要素を4分野に区分して、それぞれの目標を掲げまちづくりの方針とする。

1 校区のコミュニケーション

「子供からお年寄りまで、絆を大切に共生する地域をつくろう」

※未来をになう子供たちと、高松を支えてきた高齢者を大切にし、

絆を育みながら共存共栄のまちづくりを目指す。

2 校区の活動

「声をかけ合い、安心・安全・信頼で生命を守る地域をつくろう」

※協働で、人と人が支えあい、優しさがあふれる活動の推進を図る。

「一人は皆のために、皆は一人のために」の心を大切に！

3 校区の自然環境

「緑豊かな自然を残す地域をつくろう」

※自然を活かし、自然と触れ合う故郷づくりを目指す。

4 校区の生活環境

「笑顔で暮らせる地域をつくろう」

※安全で快適な生活空間の創造を目指す。

第4章

主要施策

第1項 施策の展開

1. 地域の連帯感作りから具体的活動への展開

一般的に地域コミュニティ活動を効果的に実施するには、最初は「地域の所属意識・連帯感」の高揚に重点を置き、その上で具体的な「相互の助け合い」や「個人による地域社会への貢献活動」、「みんなで行う住みよい地域づくりの活動」への展開が求められる。

2. 施策実現のためのその他の留意点

(1) 目標・目的の共有化

地域活動への参加・協力の拡大や事業の効果的・継続的な推進を図るには、目標・目的の共有化が重要。

- ・地域の現状と住民意見の把握による地域ビジョン・活動計画を策定・周知する。
- ・地域の制度・行事等の目的を明確化し、事業計画・年間スケジュールを作成・周知する。

(2) 全員参加の活動体制

全員参加の活動体制を進めるためには、役員の負担軽減、参加義務の認識向上、活動の活性化、地域課題の解消を図ることが重要。

- ・役員職務を分散し、個々住民や各種団体等が立場に応じて活動に参加する体制に見直す。

(3) 各種団体の育成・人材の養成

各種団体の育成・人材の養成を進め、個々の住民の地域活動への関心向上・役割認識、地域内の繋がりづくり、地域活動の担い手確保の実現が必要。

- ・地域活動を支える各種団体の活動を支援し、地域を担う人材を養成。
- ・専門分野の課題解消に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に課題対処する体制づくり。

第2項 まちづくりの主要施策

将来像「人と人 人と自然 絆を育むまちづくり」を実現するために、当初計画及び改訂第1版の主要施策を踏襲しつつ、第2章第2項で挙げられた地域課題との整合性を図り、より具体的に展開したコミュニティ活動の重点5課題を設定した。これを「まちづくりの主要施策」とする。

1. 自然環境

①、②、③：環境部会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2・3年度	令和4年度	令和8年度	
①植栽・植樹事業（校区、住民・団体）					推進計画 再検討	目 標 年 度	
対象地、樹種等調査選定	●	●					
植栽・植樹			●	●	●		
手入れ等管理							
②定期清掃活動（地区、住民）							
活動計画	●	●	●	●	●		
活動		→					
③河川、ため池等の環境保全	「地域保全の会」との協働						→

2. 社会環境、住民生活環境

①、②、③：企画文化部会 ④：福祉部会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2・3年度	令和4年度	令和8年度
①地域の記録編纂（校区、団体）					推進計画 再検討	目 標 年 度
委員会立ち上げ	●					
分野、内容等調査対象検討	●	●	●			
調査		→				
編集作業並行		→				
②空き家対策（地区、「市」との協働）						
実態、事例調査	●	●	●	●	●	
活動開始		→				
対策案（1）作成			●			
③役職者、後継者不足への対応（校区、地区）						
他地域調査を含め対応策を講じる	●	●	●			
④高松生活ささえあいネット（地区、住民団体）						
調査、研究、検討	●	●				
周知・活用、活動		→				

3. インフラ

①、②、③、④：企画文化部会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2・3年度	令和4年度	令和8年度
「市」との協働					推進計画 再検討	目標 年 度
①公共交通機関(地区、行政)						
地域乗合タクシーの見直し	●	→	→	→	→	
コミュニティタクシーの研究		●	→	→	→	
②校区内道路、水路(地区、行政)						
調査、要望	●	●	●	●	●	
保全、清掃活動	●	→	→	→	→	
③病医院(校区、行政)						
行政への要望、他地域調査を含 め対応策を検討	●	●	●	●	●	
④下水処理問題への対応(地区、行政)						
行政への要望、他地域調査を含 め対応策を検討	●	●	●	●	●	

4. コミュニティ施設等

①：企画文化部会、②：青少年部会、③：福祉部会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2・3年度	令和4年度	令和8年度
①公園・広場の管理、有効利用策の検討(校区、住民・団体、行政)					推進計画 再検討	目標 年 度
調査	●					
提案	●					
実施		●	●	●	●	
②児童館(仮称)の検討(校区、団体、行政)						
調査、研究		●	●			
提案、要望			●	●	●	
③地域カフェ(仮称)の検討(地区、住民、団体)						
他地区例調査	●	→				
提案		●				
活動		●	●	●	●	

5. 地域活動

①、④：企画文化部会 ②：福祉部会 ③：安全部会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2・3年度	令和4年度	令和8年度		
①盆踊り、市民館まつりをはじめ各種市民館行事への積極的な住民参加	(校区、住民、団体)				推進計画再検討	目 標 年 度		
	●	●	●	●			●	
②介護相談所（地区、住民、団体）								
定期開催	●	●	●	●	●			
③防災、災害対応（地区、住民、団体）								
訓練、講習等の実施	●	●	●	●	●			
④婚活支援（住民、団体）								
他地区例調査	●	→						
提案	●							
適宜実施		→						

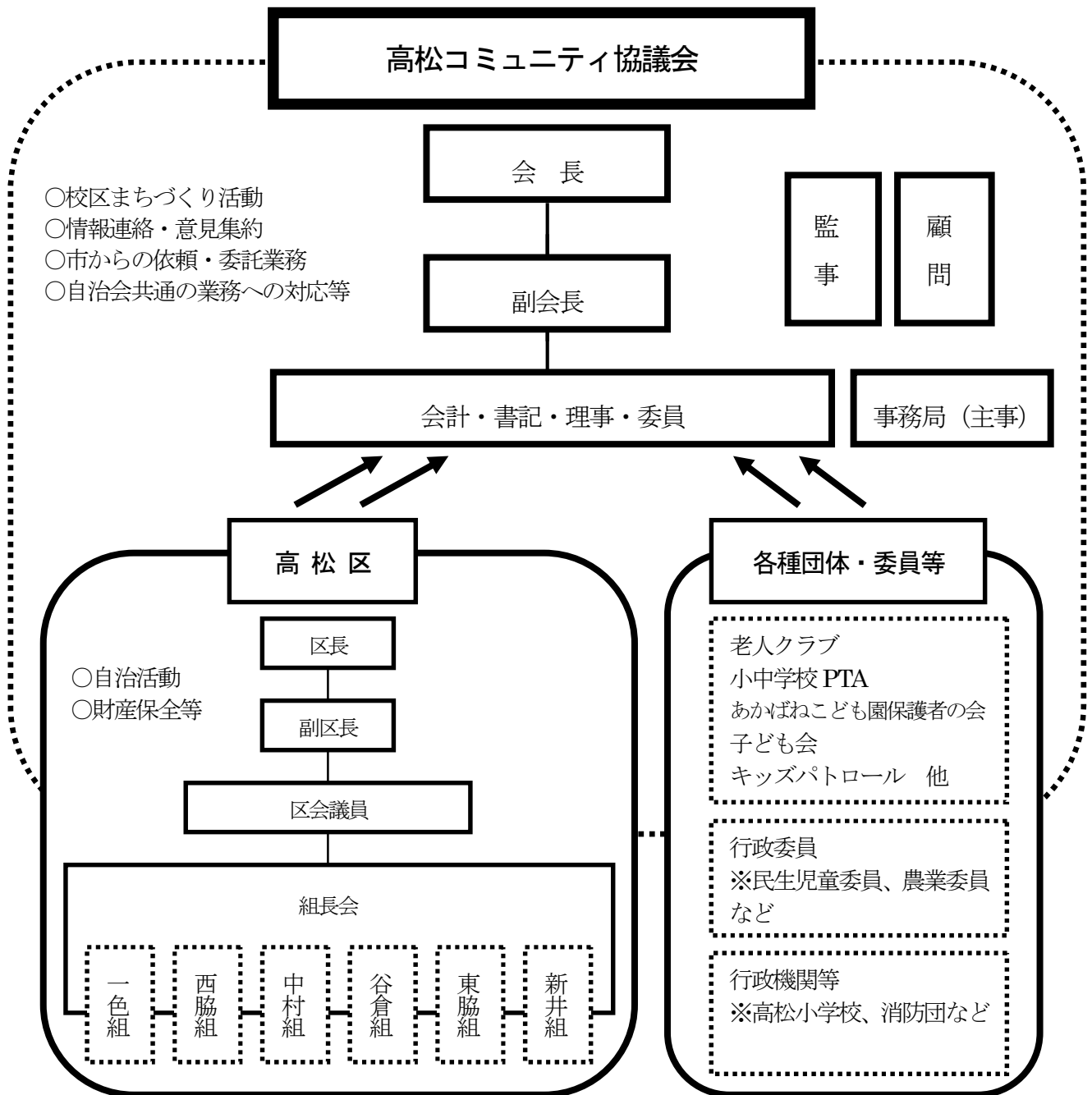
第5章

推進体制

第1項 推進体制

1. 推進体制について

コミュニティ協議会は高松区を中核とし、各組組織、校区民、各種団体組織などがそれぞれの役割分担とパートナーシップにより事業推進を図る。



2. 運営について

(1) 進行管理

この計画を実現するため、校区コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進行状況を確認し、各施策の主体となるコミュニティ協議会（全体・6部会）、各自治会、各種団体、一人ひとりの住民、行政等の事業実施を促す。

(2) 計画の周知

計画書（報告書・概要版）を作成し、校区内の住民・各種団体等に計画内容を周知させる。また、校区コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが年度又は隔年で交替するため、毎年度総会において計画概要を紹介することで、地域課題・目標・施策等の共通認識を形成する。

(3) 実施の推進

校区コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施する。また、行政に実施を求める施策は、地域懇談会における意見交換・調整や要望書提出などを行う。さらに、このような活動を展開するために、校区内の地域団体・人材を育成し、地域活動の担い手を拡大する必要がある。

(4) 実現の調整

校区コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・地区自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織であり、個々の施策実施状況を把握し、地域課題が解決されるように総括的な調整を行う。

資料編

計画改訂組織・経過、その他資料

1. 計画改訂検討組織

計画改訂検討委員会の構成

No.	役職	氏名	地区	備考
1	会長	福井 恒芳	中村	高松コミュニティ協議会会長
2	副会長	大羽 茂徳	一色	〃 副会長
3	委員	石原 孝幸	新井	〃 企画文化部会
4	〃	伊藤 雄一	西脇	〃
5	〃	渡辺 直樹	一色	〃
6	〃	光部 高行	西脇	〃
7	〃	浅野 啓一	中村	〃
8	〃	石川 宜良	谷倉	〃
9	〃	本田 光雄	東脇	〃
10	〃	石原 公治	新井	〃
11	書記	野間 栄理子		市民館主事
12	市アドバイザー	村上 知成		市役所職員
13	〃	木村 直貴		〃
14	〃	渡邊 明子		〃

2. 計画改訂の経過

令和4年8月17日に「第1回検討会議」を開催し、計画改訂検討組織、策定基本方針、スケジュールを決定した後、4回の検討打合せ（会長、書記、まちづくりアドバイザー）並びに検討委員会への地域課題のヒアリングを経て、令和5年3月に原案を策定、同年5月の総会にて承認された。

3. その他資料

当初計画及び改訂版の策定体制・策定経過、並びにヒアリング項目、内容については、掲載を省略した。



作成 高松コミュニティ協議会

発行 田原市地域コミュニティ連合会